

○東京藝術大学学長相談役規則

〔平成18年6月15日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学長相談役（以下「学長相談役」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、学長の円滑な大学運営に資することを目的とする。

(設置)

第2条 本学に、学長相談役を置くことができる。

(職務)

第3条 学長相談役は、学長の諮問に応じ本学の運営に関し助言及び支援を行う。

(委嘱)

第4条 学長相談役は、本学の役員又は職員以外の者で、次の各号の一に該当する者の中から役員会の議を経て学長が委嘱する。

- (1) 芸術振興又は社会貢献事業等に関し、見識と経験を有する者
- (2) 大学の運営に関し、見識と経験を有する者

(任期)

第5条 学長相談役の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第6条 学長相談役は、無報酬とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学長相談役に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月15日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される学長相談役の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。